

北海道消費者被害防止 ネットワークニュース No.66

【事務局】北海道立消費生活センター <http://www.do-syouhi-c.jp> 《指定管理者(一社)北海道消費者協会》
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟2階 TEL 011-221-0110 FAX 011-221-4210

新得町に52番目のネットワークが誕生しました

十勝管内では5番目となる新得町生活安全推進協議会が、平成27年3月1日より、新たに社会福祉協議会も構成団体に加え、地域消費者被害防止ネットワークを設置しました。既存組織を活かして消費者被害防止についての活動を広げていくこととなりました。



平成10年に施行された新得町生活安全条例の、犯罪、暴力、事故等を防止し、安全で住みよい地域社会の実現を図ることを目的に、生活安全推進協議会を組織し、これまで防犯・交通安全を中心とした活動を行っていましたが、特殊詐欺が増えている現状や、弁護士を招いて悪質商法の被害防止についての研修会を開くなどし、消費者被害防止への機運を高めてきました。

主な構成団体は防犯協会・交通安全協会・教育委員会・警察署・連合町内会等です。事務局は役場の町民課が担当し、協議会は年2回、関係事務局会議は年3回行われ、各団体の現状報告や情報交換、抱えている問題点なども協議されています。

平成27年は消費者被害の事例紹介なども行い、高齢者に対しての活動も広げていくなど、町民への消費者被害防止への活動を開始します。

今後の活動が期待されます。



しんとくレンジャー

地域ネットワーク
つぎつぎ誕生！53番目
空知管内でも

三笠市消費者被害防止ネットワーク 平成27年4月設立決定！

3月18日三笠市において、消費者被害防止ネットワークの設置についての会議が行われました。消費者協会・警察署・社会福祉協議会などの関係団体と、今年度地域ネットワーク設置促進事業を北海道より受託している(一社)北海道消費者協会も参加しました。

市民生活課長の、「人と人とのつながりが一番重要」との挨拶の後、設置の目的や活動内容、呼びかけを行う構成団体、要綱などについて協議されました。参加者から「構成団体には、市民とくに被害の多い高齢者と接点を直接持っているこの団体も入れてはどうか」などいくつもの前向きな意見が出されました。また警察署からは、「布団の訪問販売や灯油タンクの清掃業者の事例を聞いているが、検挙につなげていくためにも悪質業者に関する情報は積極的に連絡がほしい」、などの活発な意見交換が行われました。

当会議で平成27年4月1日の設立が正式に決定しました。次号で詳しくご紹介する予定です。

平成26年度北海道消費者被害防止ネットワーク定例会議を開催しました

26団体41名が参加、新規加入団体も

平成26年度北海道消費者被害防止ネットワーク（以下、北海道ネットワーク）定例会議を、3月13日に北海道立消費生活センターで開催し、26団体41名が出席しました。今年度より新たに加入した4団体も参加。活動内容を含め自己紹介がありました。

はじめに最近の消費生活相談等が報告され、当センターからは70歳以上の相談件数が最も多くなっていることや、被害を防ぐために、マスコミ各社と連携をとった事例の情報提供。さらに市町村の相談窓口へ新たな相談事例を紹介していくなど、高齢者被害に対する対策を今後も行っていくことが報告されました。

北海道警察からは、「平成26年の相談受理件数が60,288件と、過去最高となり、サイバー犯罪やストーカー犯罪が増えたことが原因」。また、「振り込み詐欺も2,563件と前年に比べ1.8倍となっており、手口が巧妙化し高齢者が狙われている」「交通安全等の広報活動でも振り込み詐欺についても触れ



て広報活動に力を入れている」旨の報告がありました。

次に、北海道消費者安全課より、第2次消費生活基本計画案の概要についての説明がありました。改定に当たり、消費者教育の推進や高齢者等の消費者被害の防止などを盛り込み、本道の消費者行政を推進することとして、道の施策の目指すべき姿は『行政・消費者・事業者が連携・協働した健全で豊かな消費生活の実現』との説明がありました。

また、事務局より地域ネットワーク設置へ向けた働きかけについての報告があり、平成26年度は東川町、新得町に新たに設置され現在52カ所となったことや、特殊詐欺の被害が過去最悪の状況にあり、北海道ネットワーク構成団体の傘下・支部に、さらなる設置に向けての働きかけについて協力を呼びかけました。

工夫を凝らした活動内容の紹介

各構成機関・団体より取り組み報告があり、町内会連合会からは「ふれあいサロン」パンフレットを一万部発行し、ネットワーク活動を取り上げたことや、防犯協会連合会からは振り込み詐欺被害防止DVDを全道の防犯協会に配布したなどの説明がありました。

最後に、北海道ネットワークの拡充について、新たに構成団体として北海道保健福祉部福祉局福祉援護課の参加について提案され承認されました。

会議全体をとおして、消費者被害防止のためのネットワークづくり及び、連携していくことの重要性・必要性が高まっていることを参加者全員が再認識し、閉会しました。

今年度
2回目

特別相談「住宅トラブル110番 ～賃貸・リフォーム・修繕など～」を実施しました！

平成27年3月7日（土）北海道立消費生活センターと札幌弁護士会が共同で「住宅トラブル110番～賃貸・リフォーム・修繕など～」を実施しました。

当日は合計13件の相談を受け付けました。相談内容は賃貸住宅に関するものが6件、工事・建築サービスに関するものが4件、戸建住宅に関するものが1件、その他が2件でした。終了時まで途切れることなく相談がありました。

賃貸住宅に関しては、退去するときになってトラブルになることが多く、入居時にしっかりとチェックすること、写真を撮っておくことなどがトラブル防止のためには大切です。



特別相談で寄せられた相談事例を一部紹介します

《賃貸住宅》

- ◆貸主から更地にしたいからと頼まれ、借家から退去した。既に支払った敷金から原状回復費用等を差し引かれ返金された。納得できない。

《工事・建築サービス》

- ◆6年前に外壁塗装工事をしたが、2階部分が剥がれてきた。去年業者を呼んだ際、後日連絡すると言われたが連絡がない。

《戸建住宅》

- ◆1年半前、中古住宅を購入したが水洗トイレではなかった。後に分かったことだが、当該地域は水洗トイレ化地域になっており、自治体からも排水設備を変えるよう連絡がきている。販売業者に水洗トイレの設備費用を負担してほしい。



地域ネットワークの活動を紹介します



今回は士別市



このコーナーでは各団体の活動を紹介しています。今回は士別市消費者被害防止ネットワークの活動を紹介します。士別地区広域消費生活センター消費生活相談員：野村裕子さんに寄稿いただきました。



掲示用パネル板

士別市では、市民が安全で安心した生活ができ、さらに悪質商法から市民を守ることを目的に、平成18年10月から「士別市消費者被害防止ネットワーク」事業を実施しています。

この事業は、士別市市民部環境生活課に事務局がおかれている団体（士別消費者協会・士別市防犯協会・士別市交通安全協会・士別市自治会連合会等9団体）や士別警察署・各学校等が、気軽に消費生活センターに情報を提供できるように、また、その情報を迅速に会員団体等市民へ提供し、消費者被害の未然・拡大防止を図ることを目的としています。ネットワーク登録団体は、行政機関（40件）介護・福祉施設（19件）学校・児童館・幼稚園・保育所（35件）金融機関（17件）医療機関（12件）防犯協会等（74件）その他、地元企業やコンビニ等（72件）まで多岐に亘り、その数は269団体（平成27年2月現在）にのぼります。

「士別！くらしねっと情報」として、悪質商法・製品リコール・振り込め詐欺・不審者・交通安全・子どもサポート・防災など地域住民の「安全と安心」を守るための様々な情報を配信（現在243号：平成27年3月20日現在）し、全庁で活用できる情報提供の拠点にもなっています。

また、その情報を多くの住民に提供するための「掲示板」や「消費生活相談窓口の案内のぼり」（各50本）を、登録機関である公共施設や金融機関等に設置しています。

さらに、消費生活センターが実施する消費者教育事業（訪問講座・消費者教育授業・各種講座など）の開催を地域住民に知らせる役割もあります。

このネットワークを通じた連携から、地域見守りの輪、さらに多角的な消費者教育へと発展しており、消費生活相談事業の広域化と併せて情報の配信による啓発事業や消費者教育などから他町を支援するなど、近隣自治体との連携も推進しています。（士別地区広域消費生活センター 野村）



相談窓口のぼり旗

士別市消費者被害防止ネットワーク

<http://www.city.shibetsu.lg.jp/www/contents/1319614843418/activesqr/common/other/54efffff002.pdf>

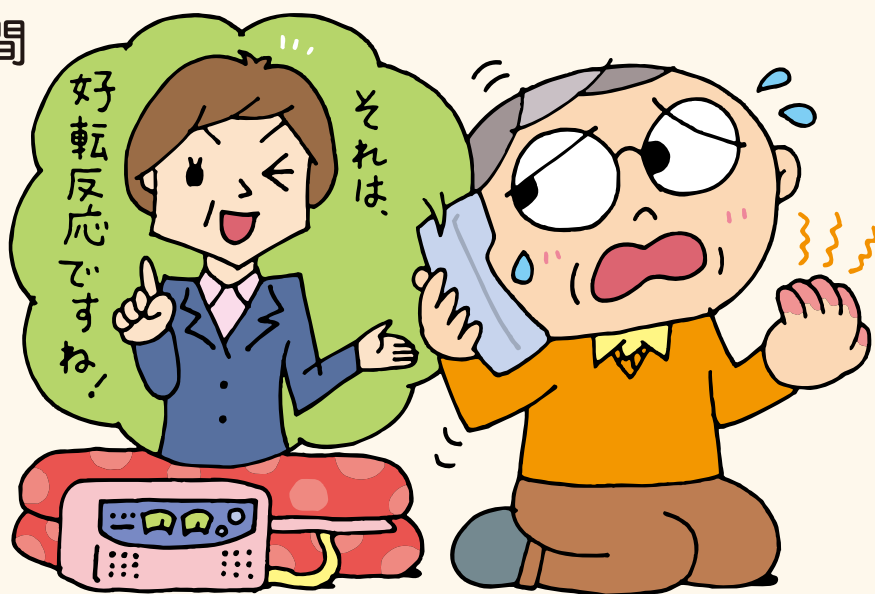
見守り 新鮮情報

第218号

以前から続いている耳鳴りが治るのではとの思いから、**電位治療器**の無料体験に通い、その後機器を**購入**した。使用すると**指先にかゆみ**を感じたので、担当者に症状を伝えると、「**好転反応**だから

使用し続けて」と言

われた。その後1週間使用したところ、かゆみが指先から**体中へ広がった**ため使用を止めた。**体調不良**になり困っている。(70歳代 男性)



「好転反応」と言われても、 健康被害が出たら利用は中止

ひとこと助言



- 健康器具や健康食品、化粧品、エステティックサービス等の利用後に湿疹、下痢、頭痛などの症状が発生した際、事業者から「好転反応(回復に向かう過程の一時的現象)だから」などと継続することを勧められ、症状が持続・悪化したという相談が寄せられています。
- 事業者の「好転反応」「毒素が出ている」などの説明は、利用を継続させるためのセールストークである場合もあり、うのみにしてはいけません。
- 利用する際は、体調の変化に注意し、健康被害が出たら、利用をいったん中止して、早めに医師に相談しましょう。